

京都市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する者に対し、法第15条第1項に規定する関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、「京都市子ども・若者支援地域協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 別表第1に掲げる者
- (2) 別表第2の関係機関等から選任された者
- (3) 別表第3の関係機関等から選任された支援業務を担当する実務者等

(取組事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 情報の交換及び支援の内容に関する協議
- (2) 前号の協議に基づく支援の実施
- (3) 知見を有する人材の養成及び資質の向上
- (4) 普及啓発及び広報活動
- (5) 子ども・若者育成支援を総合的に推進するための連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(会長等)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。また、会長は、子ども若者はぐくみ局長とする。

- 2 協議会に副会長を置き、副会長は、教育委員会教育企画監とする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議により構成する。

- 2 会長は、第3条各号の事項に取り組むに際し必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる者以外の関係者の出席を求め、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第6条 法第21条第1項の規定に基づき、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課を子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定する。

- 2 調整機関は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること
- (2) その他、協議会の運営及び支援を円滑に推進するために必要な事項

(子ども・若者指定支援機関)

第7条 法第22条第1項の規定に基づき、公益財団法人京都市ユースサービス協会を子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定する。

2 指定支援機関は、調整機関と連携し、次に掲げる事務を行う。

- (1) 個別ケース検討会議に参画する関係機関等の選定及び招集
- (2) 個別ケース検討会議での協議に必要な情報の収集
- (3) 個別ケース検討会議における協議の進行及び総括
- (4) 個別ケース検討会議に基づく支援の状況把握及び進行管理
- (5) 法第15条第1項第1号に掲げる支援の実施
- (6) 関係機関等への実践的かつ専門的な助言及び指導
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達するため、調整機関が必要と認める事項

(代表者会議)

第8条 代表者会議は、別表第1に掲げる者及び別表第2の関係機関等から選任された者で構成する。

2 代表者会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 第1条の目的を達するための情報の交換及び支援の在り方に関する協議
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達するために必要な事項

3 代表者会議は、原則として年1回以上開催する。

4 代表者会議は、調整機関が招集する。

(実務者会議)

第9条 実務者会議は、別表第3の関係機関等から選任された支援業務を担当する実務者等により構成する。

2 実務者会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 関係機関等の活動状況等の情報の交換及び役割分担の明確化
- (2) 個別ケース検討会議での課題を踏まえた対応策の検討
- (3) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達するために必要な実務に関する事項

3 実務者会議は、原則として年2回以上開催する。

4 実務者会議は、調整機関が招集する。

(個別ケース検討会議)

第10条 個別ケース検討会議は、別表第3の関係機関等の内、個別のケースに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性のある担当者により構成する。

2 個別ケース検討会議は、第1条に規定する子ども・若者に関する個々の支援について、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個々の子ども・若者の状況把握及び課題の確認
- (2) 個々の子ども・若者に対する具体的な支援内容の検討
- (3) 個々の子ども・若者に対する支援方針の策定と役割分担の決定及びその認識の共有
- (4) 前各号に掲げるもののほか、個別ケース検討会議による個々の支援を実施するために必要な事項

3 個別ケース検討会議は、必要に応じて随時開催する。

4 個別ケース検討会議は、指定支援機関が招集する。

(部会)

第11条 協議会は、特定の事項を調査検討するため、必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会の構成機関等は、協議会において選任し、部員はその機関等から選任された者とする。

3 部会に部会長を置き、部員の互選により定める。

4 部会長は、部会における調査検討の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

(秘密保持義務)

第12条 第2条及び第5条第2項の規定により会議に出席した者は、法第24条の規定に基づき、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課に置く。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）（順不同）

子ども若者はぐくみ局長
産業観光局産業企画室ひと・しごと環境整備担当部長
保健福祉局長
教育委員会教育企画監
子ども・若者分野について学識経験を持つ者で会長が指定する者

別表第2（第2条関係）（順不同）

京都市民生児童委員連盟
京都市PTA連絡協議会
一般社団法人京都府医師会
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
京都家庭裁判所
京都労働局
京都府府民生活部

別表第3（第2条関係）（順不同）

公益財団法人京都市ユースサービス協会
京都市児童福祉センター
京都市こころの健康増進センター
京都市教育相談総合センター（こどもパトナ）
京都市青少年活動センター
京都若者サポートステーション
京都市小学校長会
京都市立中学校長会
京都市立高等学校長会
京都市立総合支援学校長会
京都市民生児童委員連盟
京都児童養護施設長会
京都市福祉事務所

京都市保健センター
一般社団法人京都府医師会
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
京都保護観察所
京都府警察本部少年課（少年サポートセンター）
京都家庭裁判所
京都商工会議所（京都府地域ジョブ・カードセンター）
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 京都職業訓練支援センター
京都労働局
京都府商工労働観光部総合就業支援室（京都ジョブパーク）
京都弁護士会
特定非営利活動法人恒河沙母親の会
特定非営利活動法人京都ARU
京都府府民生活部青少年課
子ども・若者分野について学識経験を持つ者で会長が指定する者
京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
その他，会長が指定する関係団体等